

審理員となるべき者の名簿について

令和7年7月15日

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条の規定により、富山市長が審査庁となる審査請求に係る審理員となるべき者の名簿は、次のとおりです。

1 審理員となるべき者

氏 名	身分又は職	委嘱期間
川島 泰士	富山市非常勤特別職職員	令和7年4月26日から 令和10年4月25日まで
吉田 洋	富山市非常勤特別職職員	令和7年6月27日から 令和10年4月25日まで
堀岡 和正	富山市非常勤特別職職員	令和7年7月7日から 令和10年4月25日まで
井加田 宏	富山市非常勤特別職職員	令和7年7月9日から 令和10年4月25日まで
柳瀬 貴嗣	富山市企画管理部文書法務課長	—

2 審理員について

平成26年の行政不服審査法の全部改正により新たに設けられたもので、富山市長が行った処分及び公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」といいます。）について、処分を受けた者やその利害関係人が処分の内容に不服があるため、富山市長に対して審査請求を行う場合等において、当該審査請求に関する審理手続を行う者をいいます。